

## 令和3年度 八千代市庁舎自動証明写真機設置事業者募集要項



八千代市イメージキャラクター「やっち」

令和3年9月

■この公募に関する問い合わせ先■

八千代市 財務部 資産管理課 資産管理班

代 表：047-483-1151

直 通：047-421-6724

## 目 次

	頁
1 趣旨	3
2 公募内容	3
3 公募参加資格・応募方法	4
4 設置事業者の決定	6
5 本公募に関する質疑応答	7
別表第1 提出書類一覧	8
別表第2 応募から契約等までの手続き	9

## 添 付 資 料

- 1 【別紙1】仕様書
- 2 【別紙2】貸付場所位置説明図
- 3 【別紙3】行政財産貸付契約書（例）
- 4 各種様式
  - 【第1号様式】応募申込書
  - 【第2号様式】貸付料提案書
  - 【第3号様式】委任状
  - 【第4号様式】公募質問書

## 令和3年度 八千代市庁舎自動証明写真機設置事業者募集要項

### 1 趣旨

本件公募は、自動証明写真機を設置する事業者（以下、「設置事業者」という。）を募集し、機器を設置することで、八千代市役所本庁舎におけるスペースの有効活用とともに、来庁者の利便性の向上が見込まれることから、庁舎の効用を高めることを期待しています。

設置を希望する場合は、この要項を熟読し、現地を確認のうえ、応募をしてください。

### 2 公募内容

#### (1) 公募の形態

本件公募は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく、「行政財産の貸付け」となります。

#### (2) 設置機器

自動証明写真機 1 台

※【別紙1】仕様書を参照してください。

#### (3) 貸付場所

八千代市役所本庁舎新館 1 階， 2 m<sup>2</sup>

※【別紙2】貸付場所位置説明図を参照してください。

※自動証明写真機（以下、「機器」という。）が2 m<sup>2</sup>未満のものであっても、行政財産の貸付面積は2 m<sup>2</sup>とします。

#### (4) 貸付期間

令和3年10月 1日から

令和6年 9月30日まで

#### (5) 費用負担

設置事業者は、次に掲げる費用を負担していただきます。

① 行政財産の貸付料 [最低貸付料 (税込) : 22,920円 (年額)]

[現在の貸付料 (税込) : 706,970円 (年額)]

設置事業者から、貸付料提案書によりご提案いただいた貸付料に、消費税相当額を加えたものを貸付料とします。

貸付料の納付については、毎年4月に年度分を一括して納入通知書を発行、送付しますので、期日までに納めていただきます。

なお、貸付期間が1年未満の場合は、貸付料提案書記載の金額を月割として計算し、消費税相当額を加えたものを貸付料とします。

また、貸付期間の初日が月の初日でない場合又は貸付期間の末日が月の末日でない場合における当該月の貸付料は、日割をもって計算することとします。

#### ② 電気料

機器用の積算電力計（子メーター）を設置していただき、市が発行する納入通知書により年度末に一括でお支払いください（ただし、設置事業者が電気事業者と直接電力供給契約を行い、電気料金を支払う場合を除く）。

#### ③ 機器設置・維持管理・撤去費用・その他費用

機器の設置（設置に係る電源工事を含む）、維持管理（メンテナンス）、貸付期間終了後の原状回復費用、その他機器の運営に際して発生した費用は設置事業者の負担となります。

### (6) 設置に関する注意事項

貸付期間中に機器の移設又は撤去等が必要となった場合は、協議のうえ、指示にしたがってください。

## 3 公募参加資格・応募方法

### (1) 公募参加資格

① 次に掲げる参加資格要件を全て満たす個人又は法人（以下、「者」という。）は、本件公募に参加することができます。

ア 機器設置・運営管理に意欲がある者であること。

イ 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力及び能力・資格を有する者であり、令和3年9月30日までに機器設置工事が完了できる者であること。

ウ 平成30年4月1日から令和3年8月31日までの期間に官公署において、自動証明写真機設置の運営実績がある者であること。

② ①の規定にかかわらず、貸付料提案書提出日において、次に掲げる事項に該当する者は、本件公募に参加することができません。

ア 八千代市競争入札参加資格業者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

ウ 施行令167条4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者。

エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから広告日までの期間において2年を経過していない者及び入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者。

- オ 国税，都道府県民税及び市町村民税を滞納している者。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者。
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で，同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体及びその役職員又は構成員。

## (2) 応募方法

### ① 応募申込書等配布期間及び配布場所

#### 【配布期間】

令和3年8月25日（水）から9月8日（水）まで。

※土日等閉庁日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。

※市のホームページからダウンロードできます。

#### 【配布場所】

八千代市 財務部 資産管理課（八千代市役所本庁舎新館3階）

住 所：八千代市大和田新田312番地の5

TEL：047-483-1151（内線3313又は3314）

直 通：047-421-6724

### ② 応募期間及び書類提出場所

#### 【提出方法】

持参による（郵送不可）。

#### 【応募期間】

令和3年8月25日（水）から9月8日（水）まで。

※土日等閉庁日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。

#### 【提出場所】

八千代市 財務部 資産管理課（八千代市役所本庁舎新館3階）

住 所：八千代市大和田新田312番地の5

TEL：047-483-1151（内線3313又は3314）

直 通：047-421-6724

### ③ 提出書類

別表第1（8頁）のとおり。

## 4 設置事業者の決定

設置事業者の決定手順については、次のとおりとします。

### (1) 資格審査

提出書類を基に、応募者の資格等について審査を行い、要件を満たしている応募者を対象として貸付料提案書の比較を行います。

### (2) 貸付料提案書の比較

貸付料提案書の比較は、下記日程及び場所で本件公募事務に関係のない職員を立ち会わせて実施します。

応募者の出席は自由としますが、応募者1者につき1名までとします。出席される場合は本人確認を行いますので、市の受付印が押印されている応募参加申込書の写しをご提示下さい。なお、定刻以降の入室はできません。

貸付料提案書の比較の結果、最高額を提示した応募者を設置事業者とします。

ただし、同額の貸付料提案を行った応募者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きによって設置事業者を定めます。くじ引きは、貸付料提案書の比較に立ち会う、本件公募事務に関係のない職員が行います。

設置事業者に決定した者は、その事由のいかんにかかわらず、貸付料提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

貸付料提案書比較日時	令和3年9月10日（金）午前10時30分から
会 場	八千代市役所 新館6階 第4会議室

### (3) 貸付料提案書の比較結果の通知

貸付料提案書の比較結果については、すべての応募者に書面で通知します。

### (4) 貸付料提案書の無効

次の各号に該当する貸付料提案書は無効とします。

- ① 参加資格のない者が提出した貸付料提案書
- ② 同一人が提出した2以上の貸付料提案書
- ③ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる貸付料提案書
- ④ 提案金額の訂正された貸付料提案書及び記名押印のない貸付料提案書
- ⑤ 提案金額その他記載事項が明らかでない貸付料提案書及び必要事項を記載しない貸付料提案書
- ⑥ 所定の記載事項以外の事項が記載された貸付料提案書
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した貸付料提案書

## (5) 契約の締結

契約書は，【別紙3】行政財産貸付契約書（例）のとおりとし，貸付料提案書の比較後，設置事業者となった者は，速やかに契約を締結するものとします。

なお，本件の契約については，地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付とし，契約は民法第601条に基づく賃貸借契約とします。

## 5 本公募に関する質疑応答

### (1) 質問方法

この公募に関する質疑は，次により行うものとします。

#### 【提出書類】

【第4号様式】公募質問書

#### 【受付期間】

令和3年8月25日（水）から9月8日（水）まで

#### 【提出方法】

電子メールとし，件名を次のとおりにしてください。

件名：「【企業名】自動証明写真機に関する質問について」

#### 【提出先】

八千代市 財務部 資産管理課 資産管理班

Mail：sisankanril@city.yachiyo.chiba.jp

### (2) 回答方法

質疑に対する回答は，質問者名等を伏せて全応募者にメールで回答いたします。

## 提出書類一覧

	提出書類
1	【第 1 号様式】応募申込書
2	【第 2 号様式】貸付料提案書 (糊付けをし, 封印を行った封筒に入れて提出すること)
3	【第 3 号様式】委任状 (本公募に係る事務を支店長等に委任する場合のみ, 提出すること)
4	登記事項証明書
5	印鑑登録証明書 (発行日から 3 ヶ月以内の原本)
6	有価証券報告書又は決算書 (直近のもの)
7	納税証明書 (全ての国税で, 法人は納税証明書その 3 の 3 を提出, 市内に事業所を有する法人は, 市税全ての納税証明書も提出すること)
8	平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの期間における, 官公署での自動証明写真機設置の実績に関する書類 (書式は任意, A4 で作成すること)
9	設置を予定する自動証明写真機のカタログ等 (設置予定機器の機能が分かるもの)

※第 1 号様式・第 2 号様式・第 3 号様式については, 必ず, 記名押印を行うこと。



## 応募から契約等までの手続き

### 1 応募要件の確認

---

- ・詳細は 4 頁「公募参加資格・応募方法」により，確認してください。

### 2 応募申し込み

---

- ・詳細は 4 頁「公募参加資格・応募方法」により，確認してください。
- ・【要項配布期間】  
令和 3 年 8 月 2 5 日（水）から 9 月 8 日（水）まで
- ・【応募期間】  
令和 3 年 8 月 2 5 日（水）から 9 月 8 日（水）まで

### 3 貸付料提案書の比較

---

- ・【貸付料提案書比較日時・場所】  
令和 3 年 9 月 1 0 日（金）午前 1 0 時 3 0 分から  
八千代市役所 新館 6 階 第 4 会議室
- ・貸付料提案書により，一番高い貸付料を提示した応募者を設置事業者とします。

### 4 契約から設置工事まで

---

- ・貸付料提案書の比較後，速やかに行政財産貸付契約書を取り交わします。
- ・設置工事については，市と調整を行った後，令和 3 年 9 月 3 0 日までに完了してください。

### 5 行政財産貸付料等の支払い，売上金等の報告

---

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ・行政財産貸付料の支払い        | 毎年 4 月頃        |
| ・電気料の支払い            | 毎年 4 月頃        |
| ・前年度分の売上金等及び利用者数の報告 | 毎年 4 月 1 0 日まで |
| ・電気量の報告             | 毎年 4 月 1 0 日まで |